

東北でも真夏のような暑さや豪雨に見まわれた6月でした。今年の夏はどんな夏になるのでしょうか。自然災害のない平和な夏だといいいですね。

## ■2018年度通常総会を開催しました



挨拶 吉岡和弘理事長

挨拶がありました。

その後、議長には団体正会員の吉田敏恵氏が選出されました。小野寺友宏事務局長から一括して議案提案され、続いて、車塚潤監事より監査報告が行われました。

質疑応答の後、採決に入り、全議案が賛成多数で承認採択されました。

2018年度の活動の重点として、昨年度に引き続き、情報収集活動の強化、検討委員会活動及び申入れ活動の強化、組織強化・会員拡大、会員・一般消費者・事業者・行政への情報提供・広報、消費者被害・消費者施策に関する研究・提言活動、行政・他団体との協働及び業務受託をすすめ、適格消費者団体として、事業者に対して不当な契約条項や不当勧誘等の改善申入れ・消費者団体訴訟制度に基づく差止請求を行い、東北の消費者の利益擁護、消費者の権利の確立を目的に活動を進めていくこととしました。



総会の様子

その後、議長には団体正会員の吉田敏恵氏が選出されました。小野寺友宏事務局長から一括して議案提案され、続いて、車塚潤監事より監査報告が行われました。

### 【提出議案】

第1号議案	2017年度事業報告承認の件	承認
第2号議案	2017年度決算報告承認の件	承認
第3号議案	2018年度事業計画決定の件	承認
第4号議案	2018年度活動予算決定の件	承認
第5号議案	定款の一部変更の件	承認
第6号議案	議案決議効力発生の件	承認

## ■総会記念講演会を開催しました

総会に先立ち 10:30 より一般社団法人 EC ネットワーク理事の原田由里氏を講師に、「最近のネット取引における消費者トラブルの現状と対策」と題して講演会を行い、52名が参加しました。

始めに、EC（E コマース）についての説明がありました。EC とは、インターネットを使って様々なサービスを販売する市場のことで、一度たりとも下がったことのない右肩上がりの市場とのこと。インターネット取引は国内外問わずに行われている為、審査が厳しく比較的 안전한日本の基準ではなく、審査がゆるい世界基準で考えなくてはならないということでした。

### 【トラブルに遭わない為の注意点（概要）】

- \* 「支払いにクレジットカードが使用できる」、「ネット検索結果が上位」だから信用度が高いと判断しない。
- \* 支払方法が複数設定されている方が安心。
- \* 利用規約はショップに有利な内容を記していることが多い。
- \* 契約前に返品条件を必ず確認する。
- \* 馴染みのないドメインを使用しているサイトは詐欺サイトの可能性が高い。
- \* 広告は参考にしても、鵜呑みにしない。
- \* プリペイドカード詐欺に気づいてすぐ発行会社に連絡すれば、カードが凍結されることがある。



講師 原田由里氏



講演会の様子

私たちが安全にネット取引するためには、情報（広告）を見分けるセンスとネットを使いこなす能力（ネットリテラシー）を身につけることが必要だと学びました。

参加者からは、「わかりやすく、新しい情報が得られた。」「子どもにもこの資料を見せたい。」「ネットは便利だが、使い方が大切という事を改めて実感した。」との感想が寄せられました。

## ■2018 年度第 1 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

5月14日（月）18:30 から、仙台弁護士会館において、2018 年度第 1 回消ラボを開催し、29名が参加しました。今回は、ネットとうほく理事・検討委員の中里真福島大学准教授が「デジタル遺品の法的取扱い」というテーマで講義を行いました。

デジタル遺品とは、インターネットアカウントのデータ、パソコンや USB メモリ等の記憶媒体のデータです。近年、単なる相続とは割り切れない問題が生じていることが報告されました。

デジタル遺品の問題点として、例えば、身に覚えの無いインターネットサービス料の利用料金が請求されたケースや、パスワードが不明なために重要なデータが取り出せないなどの問題が生じるケースがあるそうです。また、娘の SNS アカウントにアクセスすることを求めた訴訟が海外で提起されていることも紹介されました。

次に、男澤拓検討委員から、実務上、死亡後のデータ管理をどのようにすべきか、といった観点からの報告がありました。

その後、上記の中里准教授の解説の前提として、「死後のプライバシー」が存するのか、「死後のアクセス権」の法的性質はどのようなものか、といった議論が行われ、活発な意見交換となりました。



中里真准教授



男澤拓弁護士

消ラボは、単発での参加も可能です。興味を持たれた方は、是非、ご参加ください。

<今後の消ラボ>

◆7月9日(月)「通信販売の法的責任～瑕疵担保責任規定の2017年民法改正を踏まえて(仮)」 青森中央学院大学丸山愛博准教授

◆9月10日(月)「デート商法の問題の所在～2018年消契法改正案を踏まえて(仮)」 尚絅学院大学栗原由紀子教授

※いずれも18:30から、仙台弁護士会において開催します。

## ■消費者支援功労者表彰のお知らせ

5月28日(月)、首相官邸において消費者支援功労者表彰式が執り行われ、高橋玲子理事が内閣府特命担当大臣表彰を受章されました。

この表彰は、消費者支援活動に功績のあった個人・団体に対し、毎年5月の消費者月間に、その功績をたたえ表彰する制度です。長年の消費生活相談員としての活動はもとより、当団体の理事として東北初の適格消費者団体認定に尽力されたことも表彰要件となったとのことです。



消費者月間シンポジウムでの受章者紹介 後列左から5人目が高橋玲子理事

また、岩井幸子理事もベスト消費者サポーター章を受章されました。お二人には心よりお祝い申し上げます。

## ■消費者月間の取り組みに参加しました

毎年5月は消費者月間。今年は「ともに築こう豊かな消費者社会～誰一人取り残さない」を全国統一テーマとし、様々な取り組みが行われました。ネットとうほくでも、宮城県、仙台市と協働でこの取り組みに参加しました。

### \*宮城県消費者月間街頭啓発活動

5月15日(火)、宮城県環境生活部、宮城県消費生活センター、宮城県警、仙台弁護士会、宮城県消費生活サポーターなど関係機関が参加し、仙台駅前ペディストリアデッキでティッシュやチラシを配布しながら、特殊詐欺の手口や消費者ホットライン(188)についてお知らせしました。

特殊詐欺は、一時下火になっても関心が薄れた頃に繰り返されるようで、その方法も巧妙になってきています。

自分が気を付けるのはもちろんですが、周りの方にも気を配りたいものです。

### \*仙台市消費生活パネル展

5月21日(月)～31日(木)、エルパーク仙台セミナーホール前展示スペースにて開催されたパネル展に、ネットとうほくや適格消費者団体を紹介するパネルを出展しました。



街頭啓発活動の様子

## ■消費生活セミナーのお知らせ

2018年7月31日(火)、仙台弁護士会、宮城県、ネットとうほくの共催で消費生活セミナーを開催いたします。参加ご希望の方は、事前に宮城県消費生活・文化課までお申し込み下さい。

詳細はネットとうほく HP セミナーのご案内をご覧ください。(http://www.shiminnet-tohoku.com/)

18歳から成人に！

～若者への消費者教育を考える～

日 時 : 2018年7月31日(火) 13:30～15:50 (開場 13:00)  
場 所 : 宮城県行庁舎 2階講堂  
定 員 : 200名(先着順) \*参加費無料  
基調講演 : 成年年齢引き下げー若者とその関係者への影響と備えー  
講師 河上正二氏 (青山学院大学法務研究科教授)  
他、パネルディスカッション

## ■リレーエッセイ

6回目を迎えたリレーエッセイ。今回は理事の磯田朋子さんです。

岩手県消費者団体連絡協議会の磯田と申します。ネットとうほくの理事に就任して1年が経ちました。初めて出席した理事会で、「勉強させていただきながら、岩手県でも制度を活用できるようにしていきたい」とあいさつさせていただきましたが、当会のこれまでの活動からすれば勉強どころかついていくのがやっとでした。

当会は県内21の消費者団体で構成されています。安全安心な生活にむけて、消費者を守るための学習講演会や議会請願などを行っていて、毎年岩手県消費者大会を開催しています。昨年の総会での学習会では「適格消費者団体とは？」と題して理事の鈴木弁護士に、私たち消費者団体や消費者は何をしたらいいのかをお話いただき、制度を活用するためには積極的な情報提供が必要と呼びかけられました。

今年我が家で車を購入した際、残価設定クレジットを利用してちょっとしたトラブルがありました。2回支払った後やはり割賦手数料がもったいないということで残金を全額支払うことにしたのですが、残高一括支払明細書を見てビックリ！既に2回支払っているのに車両価格(割賦元金)よりも高い請求額だったのです。車屋さんに確認しましたが、納得できる説明ではありませんでした。最終的には多い分を返金してもらいましたが、夫は高いとは思ったがおかしいとは思わなかったとのことでした。おかしいことを「おかしい」と思えることが大事だと気付かされたときでした。

トラブル・被害にあった時はもちろんですが、「おかしい」「なんか変」と思ったことが情報提供、消費者被害の防止につながっていくのだと思いました。

今後ネットとうほくが岩手県で活動していくために関係団体と連携し、適格消費者団体、消費者団体訴訟制度についての学習と情報提供を呼びかけ制度を活用できるようにしていきたいと思えます。

次回は、NACS 東北支部長でネットとうほく理事の大西二郎さんです。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NP0 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp